

米子市揭示第24号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年7月2日

米子市長 伊 木 隆 司

1 業務の概要

(1) 業務名

米子市要介護認定調査システム導入業務

(2) 業務内容

「米子市要介護認定調査システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務の履行期限

ア システム構築期間：契約締結日から令和7年2月28日まで

イ システム運用及び保守期間：令和7年3月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

20,182,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 他の自治体において、本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- (7) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの認証を受けていること。

3 手続等

別途交付する実施要領による。

4 審査方法等

別途交付する審査要領による。

5 一次審査（書類審査）

参加申込者が4者を超えた場合には、提出された企画提案書等について評価をし、3者を選出する。ただし、参加申込者が4者を超えない場合は、参加資格を有する者すべてを選出する。

6 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査の参加者として選定された者は、企画提案書等及びプレゼンテーションによる二次審査を行う。

7 優秀交渉権者の選定

一次審査及び二次審査の結果に基づき、評価点の最も高い参加者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。なお、審査の結果によっては、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない場合がある。

8 契約の締結

7により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約締結の交渉を行う。

9 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。